第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　高知県吾川郡いの町鎌田字長田、字西山及び字石カマタ並びに波川字ウワシカ谷、字月田、字六月バタ、字南松崎、字ヒガンデン、字南松崎北分、字マカリタ、字コクワ橋、字ミソタ、字西山坂ノ下、字ハリギ、字シャリコウ、字ドイカハナ、字フカ及び字五百地地内

○国土交通省告示第三百四十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社日建学院から代表者を追加する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	馬場瑛八郎
変更後	馬場瑛八郎、西生　一次

二　変更する年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第三百四十五号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社日建学院から代表者を追加する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	馬場瑛八郎
変更後	馬場瑛八郎、西生　一次

二　変更する年月日　平成二十五年二月二十一日

○海上保安庁告示第七十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度二一分一九秒東経一四二度八分二二秒、北緯四〇度二二分三〇秒東経一四二度二五分五八秒、北緯四〇度五四分四九秒東経一四二度二二分三二秒、北緯四一度四四秒東経一四四度二分三秒、北緯三九度四五分一八秒東経一四四度八分一四秒、北緯三九度三八分一五秒東経一四二度一三分五秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年四月十日から平成二十五年五月三十一日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第十三号（平成二十五年四月五日）、二管区水路通報第十一号（平成二十五年三月二十二日発行）

○防衛省告示第五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年四月一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年四月八日及び同月十三日（予備、同月十四日）の毎日〇五〇〇から一九〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年四月一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年四月九日（予備、同月十日）及び同月十二日（予備、同月十三日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年四月一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年四月八日から同月十一日までの間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年四月一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年四月八日から同月十一日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒